

およぼすべきである) (傍点は安江弘夫氏) と力説している。

さらに、十一月から十二月にかけて安江大佐は、大車輪の活動を展開した。

十二月三日附でハ、⁽¹⁾ 〔ソ連領事から有田外務大臣への報告〕(安江大連特務機関長及び当地憲兵隊等に於ては避難民の入満を満洲里に於て阻止することは徒に露国に反日満宣伝の口実を与え面白からざるに付、大連經由上海に赴かしむる可と認め安江大佐は帰任の途、二日新京に立寄り中央に対し右意見具申の筈なる由なり) とある。

そして、安江大佐は、関東軍司令部と打合せた上で、上京した。そして、板垣征四郎陸軍大臣より、五相會議に『猶太人対策要綱』が昭和十三年十二月六日に提案されたのである。

昭和十三年十二月六日 五相會議決定 猶太人対策要綱

獨伊兩國トノ親善關係ヲ緊密ニ保持スルハ現ニ於ケル帝國外交ノ樞軸タルヲ以テ、盟邦ノ排斥スル猶太人ヲ積極的ニ帝國ニ抱擁スルハ原則トシテ避クヘキモ、之ヲ獨國ト同様極端ニ排斥スル力如キ態度ニ出ツルハ啻ニ帝國ノ多年主張シ來レル人種平等ノ精神ニ合致セサルノミナラス。現ニ帝國ノ直面セル非常時局ニ於テ戰爭ノ遂行、特ニ經濟建設上外資ヲ導入スルノ必要ト對米關係ヲ悪化スルコトヲ避クヘキ觀點ヨリ不利ナル結果ヲ招來スルノ虞大ナルニ鑑ミ、左ノ方針ニ基キ之ヲ取扱フモノトス

方針

- 一、現在日、滿、支ニ居住スル猶太人ニ對シテハ他國人ト同様公正ニ取扱ヒ、之ヲ特別ニ排斥スル力如キ處置ニ出ツルコトナシ。
- 二、新ニ日、滿、支ニ渡來スル猶太人ニ對シテハ一般ニ外國人入國取締規則ノ範圍内ニ於テ公正ニ處置ス。
- 三、猶太人ヲ積極的ニ日満支ニ招致スルカ如キコトハ避ク、但シ資本家技術家ノ如キ持ニ利用價値アル者ハ此ノ限りニ在ラス。

(外交史料館文書)

ここに、帝国政府と帝国陸海軍は、パリ講和會議以来の「人種平等ノ精神」によつて、「コタヤ人ニ對シテハ他國人ト同様公正ニ取扱ヒ之ヲ特別ニ排斥スルカ如キ處置ニ出ツルコトナシ」という不動の国策を決定した。

大日本帝国の「善意」を貶める愚論を排す

この国策決定に對して、安江大佐は、板垣陸軍大臣に對して、(我国は、八紘一字を国是としておりユダヤ民族に對してもこれを例外とすべきでない。彼等は世界中に行先無く、保護を求めているのである。窮鳥懷に入れれば猶師もこれを殺さずという。況んや彼等は人間ではないか) と説得したと大連の自宅に帰つた父が語つたといい、

〔戦後、我国およびユダヤ系の学者の一部が「日本が特に理由無くユダヤ人を助ける筈がない」と